昭和24年3月7日



了支区政

行

足立區千住一ノ五〇 東京都足立區役所 大山雅二

總 務 課 文 書 係 電達草 4 4 0 電足立 3 8 4 7 8

議案は次の通りで似れも原案通り可決された。

一、東京都足立區立中學校分校廢止の件

區立第十四中學校は豫て新築中の所昨年末完成したので

舍人兩分校をそれら、廢

本年初の定例區、議會は去る二月

二十五日開會、

審 議 れた

議 止した。 北農工學校にそれと、併設されていたが新校舎完成によ 區立第十四中學校は淵江小學校内に區立第八中學校は江 從來小學校內に併設した伊興、 東京都足立區立中學校位置變更の件

1 昭和24年 第 (定例會) 開會 足立區議 會

從來の各種證明手數料が十圓から二十 東京都足立區手數料條例中改正の件

場の次に挿入された。

圓に値上された。

寄付受領に關する件

東京都足立區役所廳舎並びに支所建設協賛會(會長佐久

間榮吉氏)外五名より建物、自轉車備品等の寄付を受領 十三年度追加豫算として總額一九、三三三、八八二圓を 昭和二十三年度東京都足立區歲入歲出追加發算昭和二

定例區議會に上程される追加豫算その他の議案について豫 なお區議會に先立ち午前十時より議事堂に議員協議を開會 持つ都電の延長や元宿排水場の工事促進について夫々都及 め慎重審議を行い引き續いて區民の日常生活に深い關係を 承認した。 であります。

議會え請願陳情を行うことに滿場一致決定した。

り區立第十四中學校は伊興町大境一、五九一に區立第八 中學校は上沼田町一、七八二にそれぞ

れ位置變更した。

改正の件 立されたので從來の條例中小台公衆浴 大谷田町二八六に大谷田公衆浴場が設 ております。

がそのためには國民のすべて こいれがうところであります ります。 の線に沿つて長い努力を傾け が缺乏に耐えて、この九原則 て行かればなられところであ 祖國の再建は誰しも心から

項はすべて私たちの生活に重 に謂われている。 活に織り込んで實行して行か すが、中でも私たちが日常生 ればなられことはその第二項 大の影響をもつものでありま

に對する强力な措置 徴税組織の改善と脱税行為

一棟

これは政府の措置を指摘さ たものでありますが、 國民

して一

定額迄その利子につき

東京都足立區立公衆浴場設置條例中 本經濟安定の九原則の發表が あり、日本經濟の自立復興を 自らの努力によって考慮され を指向し同時にそれに對する 日本自らの責任で行うべき旨 るであろうことを明らかにし アメリカの援助は今後の日本 昨年十二月總司令部から日

でしようか。 構えでこれに對處したらいゝ そこで私たちはどういう心

この九原則に指摘された事 られるようです。 寄り集つて日掛貯金を實行し また最近住宅地帯でも有志が 時の入用に備える風があり、 合し日掛け貯金を實行して不 々講といつたもので商店街連 ているところも處々に見受け 商業地帯には古くから、 何

貯蓄組合法による貯蓄組合と 定の模式により届出れば國民 こうした場合、區役所迄所 さきに本紙第五號で豫 捗して申込受付も目 四月は目下工 北三谷分二九棟五 今月中旬申込受付 刊も目捷に迫つ

-

貯蓄

組

を結成

ま

の立場からこった見れば、納 るということであると思いま 税に積極的な協力態勢を整え 組合か結成して納税に備える べきではないでしょうか、 それには私たちは先づ貯蓄

所を通じ强力にこの運動を展 開しています、 組合かく、と提唱致します 足立區役所では只今各出張

全實行と相俟つて日本再建に しめる道であり、九原則の完 と特來性を附與することであ は區民の皆様の生活に計畫性 り、進んでインフレを終息せ 繋がるものであります。 組合結成による貯蓄の實踐

ます。 待望の都營住 宅

戶

○要領は前回○表示するにより○数定で目をできるできるでは○数定で目をできるできるできるできる○数定で○数に

ら、進んで手續きされるよう 課税免除の特典もありますか

えありません。 が出來ます。 合、郵便局等何處でも差し支 おすいめします。 蓄組合の結成をみています。 ていろへ施策を樹てること 地帯にも農業地帯にも續々貯 今この運動に共鳴し 區としましてもこれによつ 先づ貯蓄組合の結成しまし 徴税强化が叫ばれている昨 預金先は銀行、地域信用組 て 商 業

納税に備えて地區毎に貯蓄

よう、ことに重ねて提唱致し

四

未復員者が自己の責に

することのできない事由

一左の通り兩者間で諒解が成立

人員は男女を問はず三十人程

れるようにする、當初は就

入場した月から賃金が得ら

てこの事業を遂行することに

該 當者は速 かに 申出 50

V

Ti,

特別未歸還 者給與法制定さる

給與を支給することとなりま の制定に伴い一般邦人中ッヴ 法律第二七七號に依り災害給 をして

歸還された人に

も災害 域内で末復員者と同様の生活 り又「特別未歸還者給與法」 屬に對して適用することとな エト社會主義共和國連邦の地 與が制定せられ廣く元軍人軍 和二十三年十二月二十九日

24 年 3 月

7

たします。 以下其の概要について説明 一、災害給與の種 類

療養費 遺骨の埋葬に要す 3

障害一時 經

未復員者が自己の責に歸

救失

共同

1/E

業場設置

濟 の業

區と社會

事業協

會提

した。

建物は協會が貧與の形式で提

ら經營は區がこれに當り、

開

作業種目は輸出向を主とする 設時期を八月前後とする。

することのできない事由)本人に對して必要な療 要する時は復員後二年間 (既に復員された方に對 因り傷病に罹り療養を ては本法施行後二年間 るために失業者や就職困難な る深刻な失業地獄時代に備え一供し、國庫補助金等の關係か もあり、近い將來必ず到來す 區では勞働省都勞働局の慫慂

療養費の支給を受けてい る者が死亡した場合には 遺骨の埋葬に要する經費 養費を支給いたします。 五〇〇圓かその遺族に支 として死亡者一人當り一 難な事情にあるので、今回足 場建設計畫を昨年來推し進め ている今日では資金の面で困 てきたが、區の財政が窮迫し な賃金を取得させる共同作業 者を就勢させて、住計に必要 區社會事業協會と相提携し

> 習得よりも賃金取得を目的と 竹材工藝品の製作とし、技術

するため分業作業を採つて技

衙習得期間を牛月位に壓縮し

金を支給されます。 又は治癒しないが其の 後三年以内に治癒した

場合に第一目症以下の者 又恩給法に依る第三第四 に因り傷病に罹り復員の 者等に對しても障害一時 れた者、轉免役賜金該當 目症程度の者(元將校の 合には本人に對して障害 態にあると認められる場 際治癒している時、 間を經過したときに何別 恩給を請求して却下さ 時金を安給いたします 定める程度の障害の狀

災害給與の支給を受けよ うとする時は本人より直 た適用いたしません。 接現住所の世話課に申請 受給を受ける者には本法 國立病院で療養を受け

御連絡下さい 電話遊谷切一九五九)に 都民生局世話課業務班(細部につきましては東京 する事になっていますが る者については病院長が 括して手續きします)

災害給與につきましては以上 く速かに直接世話課又は最寄 の通りですが該當者は成るべ りの市區町村役場を經由して 御申出下さい。

害給與に相當する給付の 他の法令の規定に依り災 (4建物建築費(五○坪) として鉄足し、基礎を固めて無対規模を擴げる。

機械器具費

は は は は が は が が の に の に の に の に の に の に の に の に の に が に の に が に の に が の に 。 に 。 に の に 。 に 。 に 。 に 。 に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 二事務費 三三四、 八選轉資金三四〇、 0000 BOOO

國000 綾 選舉終る水利組合の

會の

議

員

の通である。 電響とは、 においては最初低調を でもの、第四、第六の選擧區以外 においては最初低調を でもな、大利組合の でもの、第二の でもの、第二の でもの、第二の でもの、第二の でもの。 をし。 でもの。 をしる。 でもの。 をしる。 でもの。 をしる。 でもの。 をしる。 でもの。 をしる。 をし。 をし。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 総議議員選擧は四ヶ年の任 期滿了により二月二十日午前 財滿了により二月二十日午前 大時から各選擧區において選 方法でで、 大時から各選擧區において選 方法で、 大時から各選擧區において選 大時から各選擧區において選 は改められて立候補制度が

求。

素人工•

第九區 第八區 第七區 第四 第三區 選舉區 第 第 第 區 150 區 EZ. 品 得 四六七 五五八一 八三〇 三七八二 緊栗緊 票票聚票 三七〇〇 票 數 候 山橫須經茲鈴干觀聽且監遠市橫山內中矢淺清田匹 口灰山川山本田村萩香 水中野 ケ 崎山賀井田木 飼下 藤貞博安善安嘉稲林鶴之久於周之市壽保衛治米 者 氏 吉助藏 名 **大當** 點選 大全當大全全當 點 選點 選 無投票當選 無投票當選 無投票當選 **松投票** 投票當選 投票情選 備 常當選 考

並•時 計 カ 資金屬 メ ラ 電足三

T 竹

住 本

元

町了 0

友

好

Ī.

式

會

社

光 耐:

柏

井口整 形

赤元 科 方 門面 病 舘 院 隣 跡

店主 小林

茶

山狹

良

4 ょ

茶

1

海

苔

電千

住

足

=

七

六

七

電話足立二八七十 勇太郎 九七

袁

屋の地域では區役所が主体と

一十二年度の共同募金運動は

十三年

愛 0 運

動

立區協力會を組織して民生館 体となつて東京都共同募金足

共同募金

成

するという形態なとつたが、 なつて民生委員がこれに協力

十三年度は民生委員が中核

内譯は左の通り、

三四、三五六	一玉大七、四三三二〇	4		뒭.	合
三	[] \ E[0:00	在沼南內木	小 No Li J文C m 多彩	事 務 所	管內名田民生事務所
二九六	150、四0五00	井、伊興、舍人	ਜਜ਼-¥: -	部岩	館本大
四〇元	1 地區 7011 00	原、花畑原、花畑原、花畑原、花畑原、花畑原、栗原	本 東塚六権	第一 第二部	田 //
二、九〇二	一八〇、六五六九〇	1 HI-1-	若高松砂	第一部	
三、九二	00 100 011	上、下、谷中一景,长、下、谷中一	蒲谷大 原 並谷	第二部	內
二二年六三	九二二三六 10	木川家ノ滕	内西ツ野五匠、六、六、一	第一部	務所管生
三、六九九	九六、元二DO	本、大川、壽、	柳元、概能	橋川	干住新
三、五七〇	00 岩中、中里	洞一	綠五千	September 2 Community on the Community of September 2 Community of Sept	千住″
	一七五 0六六二〇	[東	出旭	民生事	務所管內
世農	募集金額	. 名	町丁	分	區

萬四千四百三拾九圓九拾壹錢 當り二十二年度の實績の五拾 に比し好成績だつた。地域別 三拾三圓貳拾錢で七割六分に 金寶績は百ヶ拾六萬七干四百 金貳百四萬九千四に對して募 て同運動を展開した。目標額 所の管轄區域毎に支部を設け 豊な情操を胸治し明朗活達な 向上を圖ると共に演劇を通じ 健全な情操教育を施し文化の 今回當足立區兒童生徒に對し 日 劇 一に及ぼす影響に思いを致す時

開催された。 會が去る二月二十七日盛大に 設され開場式並に第一回公演 力により日曜兒童小劇場が開 見童生徒を育成する目的の下 化面に活躍して居る人々の盡 各小、中學校及子供會等の文 に千住會館主跡部欽也氏並に この大きな防波堤としての見 この兒童小劇場は今後毎日曜 兒童生徒の演劇に對する研究 日午前午後各一回宛開放され の期待が寄せられる。 、
遺小劇場の活用の前途に多大

義の頽廢が純心なる兒童生徒 特に戦後の社會秩序紊亂と道

研究所となる事と思ばれる。 心と文化向上のだめの樂しい

の源泉を得た事は免も角一ツ の期報と言うべきである。 文化施設に惠まれていない當 足立區に斯くの如く文化活動

回以上は指導を實施し公衆衛 重な指示に基いて今後毎月一

住の萬全を期したいと思いま

かの 斷◎

公衆衛生指導實施

(保健所便り)

迄の間、旅館、浴場、興業場 を動員し二月七日より十八日 保健所の衛生課では主管係員

(映畵、演藝)の一齋衛生指

願います。 田派出所が脱落したので土木 本紙前號に區役所の機構を發 課管理係の次に次の通り補充 表したが、そのうち土木課梅 土木課梅田派出所

④量目の正しいこと

③品質の良いこと

2

⑤サーピスの良いこと

②價格表示が守られている

①他店より價格の安いこと

浴場四五軒、興業場六軒であ現在當區に於ては旅館二一軒

東京軍政部並に都衛生局の嚴

思われます。

各業者とも今後改善すべき點

初のことでもありましたので 施行細則が公布されてから最 これは昨年十二月二十五日に 導な質施致しました。

は大いにあるのではないかと

(木村治三郎)

日から十五日迄にお米七日分 三月分小麥粉六日分が三月一 同十七日に配給になります 0 ◎小麥粉 お 米 配 給

嚀叮速迅

⑥清潔なこと

清 元三軒家通り土手際千 住 高 砂 町一二二 水 表 具 店

請風立 負

日本布靴工業株式會社

祉 長 長谷川貞三 千住壽町74 TEL 足 2 4 7 4

電話 足立二 〇一八九番 電話 足立二 〇一八九番 電話 足立二 〇一八九番

買いる 私 V 店を 達 7

主婦の店」選定

場

開

ら洩れなく御投票下さい。 兩日次の要領で行はれますか 投票が三月十五日、十六日の 手で選定する「主婦の店」の あなたが毎日買っている店が 、衛生施設などの點で果して 優良であるかどうかを主婦の 價格、品質、量目、サービス 一、選定の範閣

二、選定の方法 各出張所單位で投票を行い 、乾物屋、酒屋、 決定します。 つています。 今回の選定は八百屋、 肉屋とな

三、選定の條件 渡し致します。 投票用紙は當日出張所でお 投票期日 三月十六日

体1、

はその場所えの入

足料、敷物料、會費、入會金

その他名義の何であるな問

注1.

右の

2の區分は大

•

觀覽料

座席料、仲錢、下

れます。入場料金とは、入場料

はその

場所の設備の利用

はずその催物の主催者若しく

場に對して課税される、

注記これ等に類

する場所と

貸船料、

船頭料、會費、入會門、競技料、遊技料、

ープル

ま

委任の區

分と御承知願い

金とは利用料、チケット、 金額の合計額をいい、利用料

テ

でありますが嚴密な區分

その入場について領收すべき は場所の經營者が入場者から

出來まんから微收權の

に對して課税されるもの

は、釣堀場、

卓球場、

射

金、その

的場、

半弓場、

ローラー

間はず、

又その場所の設備の 他名義の何であるた

廣

料

0

割

引

便宜の

ため廣告料

たつきの

ム物業療

0

屋内ゴル

フ場、ばち

2

設備の經營者が利用者からそ 何であるを問はずその場所

圍碁將棋場

稅 金 3 私 達 0 生 活

金額

齒

科

入場稅

都

稅

0

話

其 0

利用に對して課税されます。 演劇、 入場叉はその場所の設備の 課稅對象 入場税は次に掲げる場 映 霊又は親物を催す

園地等 場所、 麻雀場、 ケート 舞踏場、 場 球突場、 食船場、 競馬場、 ゴ IV 博 フ場 遊

會場及びこれ

等に

類

はする場 管 課 稅標準

料金を課税標準として賦課さ 入場税は入場料金叉は利用

對しても課税されます。 徴する場合はその利用に 等の設備をなしその設備 利用する人から料金を

部に球突場、又は麻雀

注4旅館、クラブ會館等

時はその利用に 七 對しても

税されます。

.1 閣指史発 文にさい さい に者を但 維持費、會費、総持費、會費 實れ名 物た勝館場、 館場所及然 物館へ動物が動物が 六十 合い技士

區役所 份廣告 一四分の二段 揭載規格 今回廣告掲載し 0 階お 申 割 電込 · 91 がたします

裁長期契約のご 話は總 揭-八六四二〇〇〇回圓圓圓 載回料 三務 金 料の 八課 四文 七書係 割覽 表 七、三、八〇〇圓圓圓 十二回 繼 金 續

第 8 號

注5.

遊園地义は博覽會場內

等をなす遊技場を含み

ま

額の合計をいいます。

註1、従業員クラゲ其の

他會

員組織によるものは

維持費又は會費全部

入場料念文心利用

料

相當すると

認 めら

コリントゲー

ム場

0

利用について領收すべき金

場、ゴルフ場及びスケー等における麻雀場、球突

場等の

設備を利用する

大弓場、プラリング 乘場 ル等に テ ニスコ

燎所

干

住壽町八二

電足二〇八三河原町七一

な 預 金 は

中小商工業者の金融の相談は

足立區內の庶民金融機關である

足 立 用 組 合 庶民金庫足立代理所

足立區千住一ノ五五番地 **置話足立二七七二番**

區の發展は街の繁榮から 街の繁榮を背負つてたつ 北千佳驛前通りの



なさま がたの と生地の店 2 洋品 電足2427 北千住驛前美觀商店街

業士 東京醫科齒科大學 間 重 健 重 康保險 松 松 游 三 八 器 幸 郎

得 顧

株 電 城 式 京都足立區柳原町二一 話 北 Ш 會 足 護 製 社 株 立三七 謨工 靴 式 I 會 拞 業 業 所 祉 四

足立區西新井町一 12 其ゴ履工器 意 話 他管用用用 合謨 足立 貧 六七 品製ムゴ 會 Ħ

一一一一

通番五

諸 F-11 北電干 織 刷と文房具 足住 住 田 驛 = = 前美觀 印 七 六 商店街 刷 七五

所